瑕疵等による書類審査結果取消に対する承諾書

当社は、顔認証付きカードリーダーの生産及び保守の実施にあたり、社会保険診療報酬支払基金からの顔認証付きカードリーダーに係る認証の書類審査後に下記の何れかが判明した場合は、書類審査結果が取り消されても異議のないことを承諾いたします。

記

1. 機器に係る要件を満たしていないことが判明したとき
2. 本人認証用カードリーダーソフトに係る要件を満たしていないことが判明したとき
3. 定められた動作環境での動作に不具合が発生したとき
4. 製造及び保守の体制が確保できていないことが判明したとき
5. 書類審査時に提示した書類について、虚偽の記載が判明したとき
6. 医療機関・薬局に導入後に、意図しない動作が発生する不具合、又は想定していた用途での使用が不可能若しくは困難となるような不具合が複数の医療機関・薬局で発生したとき

令和　　　年　　　月　　　日

所在地

商号又は名称

代表者